

ニュースレター

2020年 8月

COVID-19: インドネシアにおける職場再開 - 必要な準備

連絡先:

Andi Kadir
Senior Partner
+62 21 2960 8511
Andi.Kadir@bakermckenzie.com

Alvira Wahjosoedibjo
Associate Partner
+62 21 2960 8503
Alvira.Wahjosoedibjo@bakermckenzie.com

Yesi Samosir
Associate
+62 21 2960 8590
Yesi.Samosir@bakermckenzie.com

Hartuti Widjaja
Paralegal
+62 21 2960 8888 # 8 786
Hartuti.Widjaja@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせ:

Yoko Inoue (井上 洋子)
+65 6434 2605
yoko.inoue@bakermckenzie.com

概要

ジャカルタを含む、インドネシアの一部地域の企業は、労働環境に強制的となる一定の調整をすることで職場再開が許可された。保健省(「MOH」)は、パンデミック状況でのビジネスの継続性をサポートするために職場における COVID-19 の防止及び監視に関するガイドラインである、法令 No. HK.01.07 / MENKES / 328/2020 を発行した(「MOH ガイドライン」)。本ガイドラインは、パンデミックの間の職場再開時に雇用主が実施すべき措置を定めている。

ジャカルタでは、移行期間においても大規模な社会的制限(Pembatasan Sosial Berskala Besar「PSBB」)が実施されており、企業は移行期間における大規模社会制限の実施に関する 2020 年ジャカルタ県知事規則第 51 号(「第 51 規則」)に定める義務の遵守が求められる。これらの義務に違反した企業は、2500 万インドネシアルピアの罰金を含む行政制裁の対象となる。

職場環境の調整

雇用主は職場における COVID-19 の蔓延防止のため対策を実施しなければならない。

MOH ガイドライン及び規則第 51 号に従い、雇用主は以下を含む予防措置を講じることが求められる:

- COVID19 の最新情報や中央政府・各地域政府からの指示をモニターし COVID19 予防手順の作成などを主な業務とする、社内 COVID-19 管理チームを設置
- 全従業員に職場内や通勤時にマスクを着用させる
- パンデミック時の労働時間調整 (例えば、開始時刻をずらしたり、シフトの分割やチームの分割)
- MOH ガイドラインに定められた自己評価フォームを用いての従業員や来訪者が敷地内に入る前のスクリーニング
- スクリーニング中に発熱、のどの痛み、咳、鼻水、息切れの症状がある従業員を看視する目的での別エリアや部屋の準備
- 作業環境の衛生管理の実施
- 顧客に対応する従業員へのバリアやガラススクリーンの設置などの感染防止対策の実施
- 各職場入室時の体温チェックの実施

- 職場における人と人との 1 メートル以上の物理的な距離の確保
- 職場の人員を最大 50%に制限

インドネシアの外国人従業員

大部分の外国人は、インドネシアへの外国人の一時的入国禁止に関する 2020 年法律・人権大臣規則 No.11 の下、当面インドネシアへの入国を一時的に禁止されている。

特定の要件を条件として、以下の個人がインドネシアに入国することを許可される：

- 限定滞在許可証(「ITAS」)及び永住許可証(「ITAP」)の所持者
- 外交ビザ(Visa Diplomantik)及びサービスビザ(Visa Dinas)の所持者
- 外交滞在許可証(Izin Tinggal Diplomantik)及びサービス滞在許可証(Izin Tinggal Dinas)の所持者
- 医療、食糧、人道支援の理由でインドネシアに入国する援助・支援スタッフ
- 輸送乗務員
- 国家戦略プロジェクトに携わる外国人

上記の個人は下記が必要となる：

- 所属国発行の健康証明書(英語版)または空路移動の適合通知書
- インドネシア政府の検疫隔離施設に 14 日間入室するか、インドネシア保健当局の監督下での個別検疫隔離を行う意思を表明する書面

労働許可・滞在許可

労働省(「MOE」)と入国管理局は依然として労働許可証と滞在許可証の発行を制限している。

現在 MOE は、既存の労働許可証の更新申請のみを受け入れ、手続している。新しい労働許可の申請は現在受け付けていない。

また、入国管理局は既存の ITAS の更新の申請のみを受け付けており、新しい ITAS の申請は、インドネシアに入国し ITAS を取得していないが、ITAS を取得している者についてのみ受け付けている。

www.hhp.co.id

HHP Law Firm
Pacific Century Place, Level 35
Sudirman Central Business
District Lot. 10
Jl. Jenderal Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190
Indonesia

電話 : +62 21 2960 8888
ファクス : +62 21 2960 8999

COVID-19 に関する情報については、ベーカーマッケンジーの「[Beyond COVID-19: Resilience, Recovery & Renewal \(リンク添付\)](#)」をご参照下さい。本サイトでは、世界中で発生した COVID-19 感染蔓延に関する法的問題について多様な情報を提供しています。



©2020. Hadiputranto, Hadinoto & Partners is a member firm of Baker & McKenzie International, a global law firm with member law firms around the world. In accordance with the common terminology used in professional service organizations, reference to a "partner" means a person who is a partner or equivalent in such a law firm. Similarly, reference to an "office" means an office of any such law firm.

This may qualify as "Attorney Advertising" requiring notice in some jurisdictions.